

「企業を脅かす5つの労働トラブルの防止対策」を弁護士に聴く

平成26年度第2回

「労働トラブル防止総合講座」開催

当協会は去る8月29日、愛知県下各労働基準協会主催のもと、平成26年度第2回「労働トラブル防止総合講座」をウイנקあいちにて開催しました。

今回は「メンタル不調者をめぐるトラブル事例と関連規定の整備について」、愛知労働局紛争調

整委員 成田・長谷川法律事務所 弁護士の長谷川ふき子氏が講演し、当日は事業主・人事労務担当者等約140名が参加しました。

内容は、①採用時における

病歴調査や詐称があった場合の対応、②休職

に至った場合の治癒の判断や職場復帰において気

をつける点、③メンタル不調者の解雇の可否など

について、豊富な裁判事例を交えてご説明いただきました。

また、どのようなケースにおいて企業の安全配慮義務が問われるかとい

ました。

また、どのようなケースにおいて企業の安全配慮義務が問われるかとい

ました。

また、どのようなケースにおいて企業の安全配慮義務が問われるかとい

ました。

また、どのようなケースにおいて企業の安全配慮義務が問われるかとい

ました。

また、どのようなケースにおいて企業の安全配慮義務が問われるかとい

ました。

また、どのようなケースにおいて企業の安全配慮義務が問われるかとい

ました。

また、どのようなケースにおいて企業の安全配慮義務が問われるかとい



講師の長谷川弁護士



盛況な会場

った具体的な事例や、休職・復職においてトラブルを防ぐための就業規則の規定方法など、リスク予防のポイントについてもお話し頂きました。



なお、このセミナーの第3回は、「労働条件の

変更をめぐるトラブル事例と円滑な就業規則の改訂について」をテーマに、講師には愛知労働局労災法務専門員 元名古屋法務局訟務部付検事 宮澤俊夫法律事務所 宮澤俊夫法律事務所 宮澤俊夫氏を迎え、平成26年10月9日に開催いたします。

受講のお申し込み・お問い合わせは、当協会総合受付（☎052-1666）にて承ります。

平成26年度第3回

労働トラブル防止総合講座

平成26年10月9日（木） 13:30～16:30
ウイנקあいち（愛知県産業労働センター
名古屋市市中村区名駅）
会員6,170円 非会員8,220円



「労働条件の変更をめぐる
トラブル事例と円滑な就業
規則の改訂について」

講師
愛知労働局労災法務専門員
元名古屋法務局訟務部付検事
宮澤俊夫法律事務所 所長
弁護士 宮澤俊夫氏

… お問い合わせ・お申し込み先 …

当協会総合受付

☎052-961-1666

「企業の労働110番」 会員事業場専用無料相談ダイヤル

電話 052-961-7110 ・ FAX 052-961-9635
メールアドレス roumu@meihokurouki.or.jp

労務管理、安全衛生管理、労働トラブル等にかかわるご相談がございましたら、上記までご連絡ください。事務局での面談、電話、メール、FAXにて社会保険労務士等の当協会専門職員が**企業の立場**でお答えいたします。